

ソフトウェア使用権許諾契約約款

本ソフトウェア使用権許諾契約約款（以下「本契約」といいます）は、お客様と株式会社CSK Winテクノロジー（以下「当社」といいます）との間に締結される法的契約であり、本ソフトウェア（第1条にて定義）の使用権許諾条件について定めるものです。

お客様は本ソフトウェアを使用可能な状態にされる時点で（ダウンロード、インストールその他の行為を含むがこれに限定されません）本契約の締結に同意されたものとみなされます。本契約の条件に同意いただけない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。

第1条（定義）

「本ソフトウェア」とは、当社が著作権その他の権利を有するソフトウェア「PerfectWatch for Active Directory」の期間限定評価版をいいます。

第2条（使用の許諾）

1. 当社は、お客様に対し、本ソフトウェアを使用する非独占的で不可譲な使用を本契約記載の条件のもとで許諾します。
2. お客様は、本ソフトウェアを利用するコンピュータ3台にインストールし、本ソフトウェアを使用することができます。
3. Microsoft社製品に関する使用権は、本契約に含まれません。

第3条（有効期間）

1. 第2条に定める使用許諾の有効期間は、同意書要綱記載のとおりとします。但し、当該期間中であっても本契約に違反した場合は直ちに使用を中止しなければならないものとし、当該違反により当社に損害あれば、お客様に賠償責任の発生する場合があります。
2. 有効期間経過後も当社の許諾なく使用を継続した場合、お客様に損害賠償責任が発生するものとします。
3. 前項の賠償は、本ソフトウェアの使用継続を許諾するものではありません。

第4条（知的財産権）

1. 本ソフトウェアに関する一切の知的財産権は、当社または当社が適法に使用許諾を受けている第三者が保有します。お客様は、本契約において当社から許諾された権利を除き、何らの権利も有しないことを確認します。お客様は、本ソフトウェアについての知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為は一切行わないものとし、かつ第三者にさせないものとします。
2. お客様が前項に違反した場合、当社は催告することなく直ちに、本契約を解除することができます。かつ、それによって生じた損害（裁判上または裁判外の合理的な弁護士費用を含む）の賠償を請求することができるものとします。

第5条（禁止事項）

1. お客様は、本契約において明示的に認められている場合を除き、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本ソフトウェアの貸与、レンタル、リース、再許諾、再販売
 - (2) タイムシェアリング、第三者供与
 - (3) 本契約に許諾された権利の譲渡、転貸、サブライセンス
 - (4) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル
 - (5) 本ソフトウェアの全部または一部の修正・改造、二次的著作物の作成
 - (6) 付属文書の複製
 - (7) 本ソフトウェアの知的財産権表示の削除、改変
 - (8) 当社の事前承諾なくして、本ソフトウェアの解析結果・評価を公表、第三者に開示すること
2. 本契約の遵守を確認するための監査を定期・不定期に行う権利が当社に留保されます。なお、監査の実施に際しては、原則としてお客様へ書面により事前に通知のうえ行うものとします。

第6条（責任の範囲）

1. 本契約は、評価目的に限り、本ソフトウェアの使用を無償でお客様に許諾するものであり、当社は、本ソフトウェアについていかなる保証もするものではありません。
2. お客様は、自己の判断と責任において、本ソフトウェアをインストールし、使用するものとします。
3. お客様は、自己の費用と負担において、データのバックアップ等の保全措置を行うものとします。データの破損、消失等によってお客様に損害が発生した場合でも、当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 当社は、お客様による本ソフトウェアの使用、不使用または使用不能の結果について、一切の責任を負わないものとします。
5. 本ソフトウェアの使用に関連し、お客様が第三者に損害を与えたものとして、当社に対して当該第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、お客様は自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第7条（損害賠償）

お客様が本ソフトウェアを使用することによって発生した損害は、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害または派生的損害を問わず、当社が損害発生の予見可能性を有していたと認められる場合においても契約責任・不法行為責任・その他の一切の責任を負うものではありません。

第8条（機密保持）

1. お客様および当社は、本ソフトウェアに関する一切の情報および本契約により知り得た相手方のノウハウ、技術上、営業上の一切の情報（以下、総称して機密情報といいます）を機密に保持し、第三者に開示または漏洩しないものとします。

2. 次の各号の情報は、機密情報に該当しないものとします。

- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報またはその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された機密情報によらず独自に開発または創作した情報
 - (5) 法令の定めまたは裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. お客様は、機密情報を本ソフトウェアの使用以外の目的には使用しないものとします。
 4. お客様および当社は、本件ソフトウェアの使用の終了、本契約の解除、その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い機密情報をすみやかに返還または廃棄するものとします。なお、廃棄にあたっては、機密情報および個人情報を再利用できない方法で廃棄し、廃棄した旨を書面にて相手方に報告するものとします。

第9条（個人情報の取扱い）

当社は、本契約の履行に伴い取り扱う個人情報（JISQ15001に定めるものをいいます）を当社のプライバシーポリシー（<http://www.cskwin.com/PrivacyPolicy.html>）に従って取り扱うものとし、また、本契約の有効期間のみならず、その期間満了後においても第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、当該個人本人の承諾を得た場合、または法令に定める場合を除くものとします。

第10条（輸出および第三者提供の禁止）

お客様は、本ソフトウェアをお客様ご自身が、日本国内においてのみ使用するものとし、輸出及び海外への持ち出し、並びにお申し込みいただいたお客様以外の第三者へ提供してはならないものとします。

第11条（ハイリスク活動への不適合）

本ソフトウェアは、障害に対する耐性はありません。核施設、航空機の運航若しくは通信システム、航空管制、直接的生命維持装置、または武装システムのオンライン制御等、本ソフトウェアの機能停止により死亡、傷害、または身体への若しくは環境への深刻な損害が直接的に導かれ得る活動（ハイリスク活動）に使用されるものとして設計、製造、または企画されたものではありません。当社は、ハイリスク活動への適合性につき明示的または黙示的な保証を明確に否定します。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. お客様および当社は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する「暴力団」およびその関係団体等をいう）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、各々の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証するものとします。
2. お客様および当社は、前項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方へその事実を報告するものとします。

第13条（解除）

1. お客様において次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 仮差押え、差押え、競売の申請、または破産、再生手続開始、会社更生手続開始の申立があった場合、もしくは租税公課を滞納して保全差押えを受けた場合
 - (2) 営業を休止または廃止した場合
 - (3) 支払を停止した場合または手形交換所の取引停止処分等を受けた場合
 - (4) 解散の決議を行った場合
 - (5) 第12条に違反した場合
2. お客様が債務不履行等を含め本契約に違反する場合、当社は、書面による通知をもって本契約を直ちに解除できるものとします。
3. 本条の解除権の行使は、損害賠償請求を妨げるものではありません。

第14条（終了）

1. 当社が本契約を解除した場合、またはお客様が有効期間中に任意に利用を中止される場合、お客様は直ちに本ソフトウェアの使用を完全に停止し、本ソフトウェアに関するドキュメントその他有体物のすべてを当社に返却または復元不能な態様にて廃棄するものとします。
2. 本契約終了後も、第4条乃至第11条の各規定はなお有効に存続するものとします。

第15条（その他）

1. 本契約の解釈は日本国の法律に準拠します。
2. 本契約のいずれかの規定が無効となった場合であっても、当該無効は本契約の残部の有効性に何ら影響をあたえません。
3. お客様および当社は、本契約の解釈及び履行に疑義が生じた場合、協議のうえ誠意をもって解決に努めるものとします。協議により疑義が解決せず訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以上